

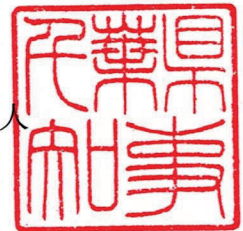
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区西新井栄町一丁目18番1-1309号

氏 名 津田機設 株式会社
代表取締役 津田 重昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年1月16日

許可の有効年月日 令和10年1月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃油，イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ウ 紙くず，エ 木くず，オ 繊維くず，カ ゴムくず，キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ク ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

令和5年1月16日 新規許可
令和6年3月26日 変更許可（限定の解除）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。